

「日本環境会議（JEC）からの意見書」（第2次）

東日本大震災と福島原発事故から5年目の提言

—全ての被災者の諸権利、人間らしい生活と生業の全面的な回復を求めて—

2015年6月6日（土）

日本環境会議（JEC）

(目次)

「日本環境会議 (JEC) からの意見書」(第 2 次) の公表について

I. 東日本大震災からの復興と再生はこれでよいか

— 阪神淡路大震災 20 年の経験と教訓を踏まえて —

II. 福島原発事故後の対応と被災者の救済・補償・支援

— 失われた権利・人格権の復権を求めて —

III. 分野別・課題別の提言

1. 原発被害補償検討部会からの提言

— 「帰還」・「賠償」・「補償」 —

2. 震災復興行財政検討部会からの提言

— 自治体の再建・復興、住民自治の確立 —

3. 被災地域再生検討部会からの提言

— コミュニティの再建・地域自立の推進 —

4. 被災地域における農林水産業の復興と再生への提言

< 巻末参考資料 >

1. 日本環境会議 (JEC) とは？

2. 「JEC 東日本多重災害復興再生政策検討委員会」(JEC 検討委員会) とは？

3. JEC 準機関紙『環境と公害』(岩波書店) に掲載された主な関係論稿一覧

「日本環境会議（JEC）からの意見書」（第2次）の公表について

2011年3月11日、東日本大震災と東京電力福島第一原発事故が発生し、岩手・宮城・福島の東北3県を中心に、未曾有の自然災害と人為災害とが複合した形で、きわめて深刻な多重災害に見舞われることになった。以来、早くも5年目を迎えている。

日本環境会議（JEC）は、2011年3月21日に「JECからのお見舞いメッセージ」（「東北関東大震災の被災者の皆様方へ」）を発信し、その後、同年5月20日にJEC事務局のもとに「JEC 東日本多重災害復興再生政策検討委員会」（略称・JEC 検討委員会）を立ち上げ、とくに東北3県を中心とする被災各地の実情を踏まえた復興と再生を支援するための独自の調査研究活動を開始した。

この間、われわれは、計23回を数えるJEC 検討委員会の全体会合を積み重ねるとともに、3つの検討部会（ワーキング・グループ）（①「原発被害補償検討部会」、②「震災復興行財政検討部会」、③「被災地域再生検討部会」）を設置し、分野別・課題別での調査研究も精力的に推し進めてきた。

また、第28回JEC 東京大会（2011年7月2日～3日、於：東京経済大学）、第29回JEC 島根大会（2012年3月17日～18日、於：島根大学）、第30回JEC 宮城大会（2013年8月31日～9月1日、於：南三陸ホテル観洋）、第31回JEC 東京大会（2014年7月19日、於：明治大学）においても、原発・エネルギー問題を含めて、東日本大震災からの復興と再生をめぐる諸課題に焦点をあてたシンポジウム等を実施し、さらに日本弁護士連合会との合同による特別公開シンポジウム（「福島原発事故被害の補償・救済はこれでよいか」）（2013年6月8日、於：弁護士会館）なども企画・開催してきた。

このたび、上記のような取り組みの積み上げを踏まえて、われわれは、2014年3月11日公表の「日本環境会議（JEC）からの意見書」（第1次）に引き続き、以下のとおり「日本環境会議（JEC）からの意見書」（第2次）（『東日本大震災と福島原発事故から5年目の提言—全ての被災者の諸権利、人間らしい生活と生業の全面的な回復を求めて—』）を、ここに公表する。

なお、今後も、福島原発事故後の対応を含め、被災各地の復興と再生をめぐって幾多の重要な諸課題が山積しているという状況にあるため、適宜、こうした意見書等を対外的に発信していく予定である。

2015年6月6日

日本環境会議（JEC）

「東日本多重災害復興再生政策検討委員会」（略称：JEC 検討委員会）

委員長：寺西俊一（JEC 代表理事・理事長・一橋大学特任教授）

JEC 公印

I. 東日本大震災からの復興と再生はこれでよいか —阪神淡路大震災 20 年の経験と教訓を踏まえて—

東日本大震災から早くも 5 年目を迎えているが、被災地からは「復興が遅い」との声が絶えない。プレハブ仮設住宅などに住む人々 8.2 万人を含む避難者はなお 23 万人を数える。災害公営住宅の完成戸数は 10 数%にとどまっており、原発災害の被災地は一層困難な状況にある。復興庁などの発表では、がれき処理や道路・鉄道・上下水道・電気・ガスなどの公共インフラ分野の復旧は 90~100%の達成率を示しているが、被災者の住宅・生活再建や被災したまちの復興という面では、なお大きな課題を抱えている。

(1) 被災者の生活を置き去りにする「土木優先」と「省庁縦割り」

高台移転や道路整備、巨大防潮堤の建設など、ハード面の事業進捗が目立ち、また、各省庁は復興工程表の進捗率を示して復興が進んでいることを強調している。しかし、その一方で、被災者からは、「復興が実感できない」との声が日増しに強まっている。

これは、復興事業が土木などのハード事業優先で進められ、また、省庁毎の事業が進むもとの、被災者個々の生活や生業の再建がどう図られているかという視点が弱いことによるものである。このような復興政策が抱える基本的な問題については、適時、点検と政策の見直しが図られるべきである。

(2) 仮設住宅での問題

東日本大震災被災地の仮設住宅は、もともと短期的使用を前提としていることに加え、阪神淡路大震災の経験も生かされず、さらに寒冷地であることも配慮されない設計であり、劣悪な生活条件のなかでの長期にわたる避難生活をめぐる問題は極めて深刻な状況にある。阪神淡路大震災の時と比較しても、仮設住宅での暮らしが長期となっている人が多数に及んでおり、最長で 8~9 年に及ぶとも言われるなかで、仮設住宅の改善と居住者への生活支援は引き続き重要な課題となっている。同時に、恒久住宅へ移行する居住者が増えることになって空家が発生し、仮設住宅の統合や閉鎖が課題となっているが、コミュニティの維持や入居者の生活実態に細心の注意を払うことが必要である。

(3) 災害公営住宅の建設と入居後の生活支援

被災者の方々にとって、恒久住宅をいかに確保するかが、当面の重要課題である。

災害公営住宅は被災 3 県で約 3 万戸が計画されているが、現時点での完成戸数はわずかに 10 数%にとどまっており、復興の遅れを端的に示す指標としてしばしば取り上げられる。この点で、政府は「住まいの復興工程表」を被災自治体に作成させ、用地取得の迅速化、建設工事に関わる人員・資材の確保のための施策などを講じているが、その効果は必ずしも十分ではない。

また、建設戸数の実績を急ぐあまり、被災者の生活ニーズから乖離したハコモノが大量に出来上がることに最大限の注意を払わなければならない。阪神・淡路大震災における重要な教訓の 1 つは、復興公営住宅で多数の孤独死を発生させてきたことである。多数の高

高齢者の入居が想定されるなかで、そうした状況を再び生み出してはならない。この点で、災害公営住宅は建設戸数自体が目標ではなく、その後の入居・生活を視野に入れたものでなければならず、災害公営住宅でのコミュニティの形成や医療・介護などの福祉サービスが欠かせないことから、建設段階から建設部局と福祉部局が連携して災害公営住宅の供給にあたるのが重要である。

(4) 自力再建支援

恒久住宅の確保においては、災害公営住宅の供給は重要な施策である。被災者の多数は従前持ち家であった人々であり、資金的な目処があれば、自力再建に向かう可能性が高い。自力再建できる人が増えれば、それだけ災害公営住宅の必要戸数も少なくなり、被災自治体の業務も軽くなる。その意味で、自力再建支援こそ、住宅復興の主要施策とするべきである。

現行の住宅再建支援制度は、被災者生活再建支援金の加算支援金（最高 200 万円。基礎支援金と合わせて 300 万円）であり、住宅建設資金としては極めて不十分である。これまでの加算支援金の支給状況は 11 万 7538 世帯、1492 億円（被災 3 県では 10 万 3741 世帯、1307 億円、2014 年 12 月末現在）とされており、1 世帯あたりの平均支給額は 127 万円となる。東日本大震災の住宅被害は、全壊 12 万 7390 戸、半壊 27 万 3048 戸であるから、額の小ささもさることながら、被災住宅の再建に十分行き渡っているとは言い難い。例えば、岩手県や県下の市町村では独自の上乗せ支援メニューを用意しているが、その効果はまだ限定的である。県や市町村による支援策の格差を解消することも含めて、支援金の増額や適用対象の拡大など、国レベルでの支援策の充実を図るべきである。

(5) 復興まちづくり

東日本大震災の被災地における復興まちづくりは、被災した地域社会を再生する事業であるが、同時に、被災者の恒久住宅確保の前提となっているケースが少なくない。すなわち、復興まちづくりが進まなければ、恒久住宅の確保もできない。この点でも復興まちづくりは重要な意味をもっているが、計画内容と手続の面で幾多の問題点を抱えている。すでに多くのところで具体的な事業に入っているが、これからでも、可能な限り計画の見直しや修正を行うべきである。

将来も津波の危険性があるとされる地域では、災害危険区域の指定、移転事業による新しい住宅地の建設などが行われているが、事業の進捗が遅れている。これに対して用地取得の迅速化、資材・人員の確保などの施策が行われているが、その効果は限定的である。そもそも、こうした事業には長い時間がかかり、住宅再建を待ちきれない人々が計画から離脱したり、他地域へ転出するといった事態も生じている。

また、安全なまちの再建、地域の活性化の観点から、巨大な防潮堤の建設が多数実施されているが、自然環境の破壊、漁業などの地域産業や生活との整合性等の点で疑問が多い。また、非居住地区となる地域での大規模なかさ上げ事業なども、その合理性について再検討されるべきである。

区画整理や再開発事業は、基幹事業として復興交付金により被災自治体の負担なしで実施できるため、多数計画されているが、地域の実情に合っているかどうかという視点から、

慎重に取り組むべきである。津波復興拠点整備事業や市街地再開発事業は、建物整備などのハード事業で終わるわけではなく、むしろハコモノの完成後における生活と生業が順調に展開できるかどうか重要である。その見通しが不透明なまま事業を進めれば、将来大きな問題を引き起こすことになる。この点は、阪神・淡路大震災の重要な教訓でもある。

(6) 今後の課題

2015年度は「集中復興期間」の最終年度にあたり、今後、どのような予算措置が講じられるかが重要な問題となっている。もともと被災自治体は財政的に極めて弱体であり、6年目以降も必要な復興事業を柔軟に継続できる予算措置を講じることが不可欠である。

国における財源不足問題と来年度以降の復興予算における被災自治体の地元負担導入が議論されている。しかし一方では、過去5年間の復興予算の執行について、被災地以外の事業や復興に関連しない事業への流用など、不適切な予算執行が指摘されている。この問題を棚上げして被災地に復興資金の地元負担を求めることは、結果的に、被災地の負担で復興以外の事業を行うことになる。これまで復興予算の使われ方を徹底的に検証し、見直しを行ったうえで、被災者・被災地の本来の復興に必要な事業に対して適正な予算措置を講ずるべきである。

また、今後に危惧されている南海トラフ地震や首都直下地震等を備えて、仮設住宅から恒久住宅確保に至る住宅復興の整合のとれたシステムの構築、被災の実情に合った復興まちづくりの制度など、災害復興の基本的な制度体系を早急に整えるべきである。

II. 福島原発事故後の対応と被災者の救済・補償・支援

—失われた権利・人格権の復権を求めて—

福島第一原発事故は、福島県を中心に放射能汚染にともなう深刻な影響と被害をもたらし、被災地における復興と再生に向けた取り組みに対して特有の難題を突き付けている。

こうしたなかで、いま何よりも重要なのは、福島原発事故にともなう全ての避難者（避難指示区域および区域外からの避難者を含む）や原発事故被災者の方々が奪われた権利を取り戻し、人間らしい生活と生業を全面的に回復させていくための救済・補償・支援を継続し、さらに充実したものにしていくことである。

(1) 福島原発事故にともなう避難者は、2015年4月時点でなお11万人以上（県内で約6.8万人、県外で約4.6万人）にのぼる。原発事故の被害者は、深刻な事故を引き起こした東京電力に対して正当な損害賠償を求める権利をもつ。しかし、この間の「原子力損害賠償紛争審査会」による「中間指針」にもとづく損害賠償は十分なものではない。また、避難指示区域からの避難者と区域外の人々との「損害賠償の差別化」は、被災者の分断というきわめて深刻な問題をもたらしている。

(2) 原発事故による被災者救済対策の大きな問題は、放射線量が通常より高く除染による線量低下も不十分な地域が広範に存続し、そのことを背景に帰還に不安を抱き、また、帰還を諦めた被災者が多数にのぼるにもかかわらず、避難指示を解除し、賠償を打ち切る

動きが政府と東京電力によって一方的に進められていることである。

今年5月末、政府与党は、2017年3月末までに「避難指示解除準備区域」と「居住制限区域」の避難指示を解除し、これら2つの区域における東京電力からの慰謝料支払いを一律に2018年3月までとする提言を政府に提出した（自由民主党・公明党「東日本大震災 復興加速化のための第5次提言——被災者の方々が希望を持って前進していくために」2015年5月29日）。これは、避難指示を解除し、さらに、慰謝料の賠償を打ち切ることにより、住民の帰還を促す方策であるが、政策的意図によって賠償のあり方をゆがめるべきではない。本来求められるのは、被害実態に即した正当な賠償である。また、加害者が賠償の内容を一方的に決定するべきではない。

(3) また、避難指示を受けずに避難した区域外避難者に対する避難先住宅の無償提供について、福島県が2016年度で終える方針を固めたと報じられている。しかし、福島県が2015年4月27日に発表した最新の避難者意向調査によれば、区域外避難者の58.8%が応急仮設住宅での避難生活を余儀なくされており、46.5%が入居期間の延長を求めている（前年度から2.5%増）。延長を求める理由として、58.3%が生活資金の不安を、56%が放射線の影響に不安をあげ、「よく眠れない」「何事も以前より楽しめなくなった」という心身の不調を訴える回答も増加している。区域の内外を問わず放射能汚染による被曝の不安を感じる合理性のある地域の住民には「避難の権利」を認めて必要な支援がなされるべきである。また、原発事故による避難者に対する住宅提供の期間を1年ごとに延長する現在の災害救助法に基づく支援自体を改めて、相当長期化させ、避難者の意向や生活実態に応じて更新する制度が必要である。福島県は、区域外避難者への避難先住宅無償提供を2016年度で打ち切る方針を撤回すべきである。

(4) さらに、原発事故発生時以来続く重要な問題として、福島第一原発の現況、汚染水の状況や被災地域における放射線量などの情報が十分に把握されておらず、また、把握されているとしてもその情報公開が極めて不十分なことを指摘しなければならない。さらに、被災地における住民の健康調査と健康状況の責任あるトレースも不十分である。

(5) 福島原発事故は、その後も収束の見通しがまったく立っていない。原発事故にともなう深刻な放射能汚染の広がり、健康影響の恐れと強烈な将来不安、膨大な除染作業と除染廃棄物の保管・処理をめぐる問題、原発事故サイトにおける汚染水をめぐる問題、長期にわたって難航が予想される廃炉作業をめぐる問題など、数多くの難題に直面している。

こうした過酷事故を発生させた東京電力と政府の責任を明確にして、上記の諸問題に正面から対処し、福島原発事故処理に関する的確で速やかな諸対策を実施することを強く求める。

Ⅲ. 分野別・課題別の提言

1. 原発被害補償検討部会からの提言—「帰還」・「賠償」・「補償」—

福島原発事故の被災地域に対して、政府は、避難指示を解除し、賠償を打ち切り、「復興」

へという姿勢をこれまで以上に明確にしはじめている。例えば、浜田昌良復興副大臣は、2014年12月、就労不能損害の賠償は打ち切り、企業立地補助金などで雇用を創出する施策へと移行していく考えを示している（『福島民友』2014年12月24日付）。

すでに被害の回復が成し遂げられたという前提があれば、こうした政策も可能であろう。しかし、福島原発事故の被災地にみる現状は、このような政策を受け入れられる状況であるとはとうてい言えない。復興政策の効果は、地域によって、個々の被災者によって、個々の事業者や業種によって大きく異なる。すでに避難指示が解除された地域においてすら、住民の帰還は進まず、除染の効果もまちまちであり、住民の生活条件の整備も遅れていると言わざるをえない。発災から5年目を迎える原発事故被害の実情を具体的に明らかにし、必要な賠償は継続しなくてはならない。また、避難指示区域の内外を問わず、放射能汚染による被曝の不安を感じる合理性のある地域の住民には「避難の権利」を認めて、無償住宅の提供などの必要な行政支援がなされるべきである。

(1) 就労不能損害（2015年2月打ち切り）や営業損害（2017年2月打ち切りの方針）について、被害実態に基づき、必要な賠償は継続すべきである。

(2) 2014年4月以降、国の避難指示が解除されはじめている。しかし、生活条件の回復などの実情に照らして、避難指示の解除時期が妥当なのか、また、それにとまなう慰謝料や避難費用の賠償打ち切りが妥当なのか、被災者や被災自治体の声を十分に把握し、検証を行うべきである。（特定避難勧奨地点についても同様）

(3) すでに賠償が打ち切られている旧緊急時避難準備区域などについても、改めてその妥当性を検証すべきである。

(4) 福島県は、区域外避難者への避難先住宅無償提供を2016年度で打ち切る方針を撤回し、行政支援策として、長期の住宅無償提供をすべきであり、政府は、それに対し必要な国庫補助をすべきである。

2. 震災復興行財政検討部会からの提言—自治体の再建・復興、住民自治の確立—

2011年に策定された「復興の基本方針」は、復興期間を10年間とし、当初の5年間で「集中復興期間」と定めていた。2015年度で「集中復興期間」は終わるが、復興庁「住まいの工程表」（2014年12月末現在）によれば、2015年度末における民間住宅等用地の整備進捗率は岩手県41%、宮城県53%、災害公営住宅の進捗率は岩手県62%、宮城県72%の見通しであり、復興の基礎である住まいの再建はまだ先のことであり、まちや事業の再生にはさらに時間を要することが確実となっている。ところが「復興財源確保法」は、2011年度から2015年度までの間に実施する施策に必要な財源を確保するための特別措置を定めているのみであり、被災市町村の復興交付金事業も、事業期間は全て2015年度末となっている。2016年度以降の措置について早急に検討される必要があるが、「集中復興期間」の単なる延長ではなく、新たな5年間の取り組みと財源措置を定めるべきである。

また、その際、これまでに行われてきた財源措置等の問題点を検証し、「住まい」「くら

し」「しごと」「環境」のバランスに配慮した持続可能なまちづくりとなるよう、ソフトを重視した政策とすること、市町村がそれぞれの地域特性にあったまちづくりを可能とするため、国の財政措置は、できる限り市町村の裁量性が確保されることが必要である。

以上を踏まえて、当検討部会は、以下のことを要請する。

(1) 「全国防災」の名の下に復興とは関係のない事業に復興財源をあてることをやめるとともに、被災地に「住まい」「くらし」「しごと」「環境」が調和する持続可能なまちを実現するため、ソフト事業に対する支援を強化すること。

(2) これまで行われてきた財源措置の問題点を検証し、被災住民と被災自治体の自己決定権を保障する財政支援に転換すること。

①復興交付金は、基幹事業が5省40のハード事業に限定されるとともに、効果促進事業にもネガティブリストをはじめとした制約が課されている。かかる制限を撤廃し、被災自治体がより幅広い裁量権を得られる一般的な交付金に改めること。

②とくに市町村の「取崩型基金」を大幅に拡充し、市町村が地域の実情と住民のニーズに合った支援を行えるようにすること。

③復興特別交付税のスキームを継続し、被災自治体が地方債等による将来負担を負うことのないようにすること。

(4) 復興事業を行う被災自治体の行政事務遂行能力を拡充するため、常勤職員の確保と職員派遣のための行政的・財政的な支援を強化すること。

3. 被災地域再生検討部会からの提言—コミュニティの再建・地域自立の推進—

東日本大震災は、被災地域の広域性、原発事故の深刻な影響とともに、人口減、過疎化、高齢化に悩み、交通の不便などに悩んで来た東北地方の沿岸地域が主な被災地となったことを忘れてはならない。この大震災によって、若い世代を中心に都市部・内陸部への人口流出が加速され、高齢化も加速している。少子高齢社会、縮小社会の到来という現実、被災地はいちはやく直面させられることになった。これまで困難を抱える地域とみなされてきた被災地は、いわば現代日本社会の最先端に押し出されたといえる。

しかしながら、岩手県にしても宮城県にしても、被災地を覆っているのは、復興の立ち遅れにともなう停滞感であり、出口の見えない閉塞感である。復興の立ち遅れの背景には、査定庁と揶揄されるような「復興庁」の問題、中央省庁の縦割行政、個人の資産形成につながることは税金投入ができないとする既存の被災者支援制度の硬直性など、地域の実情に合わせた柔軟な対応ができない構造がある。

東日本大震災では、避難生活からの脱却が遅れている。プレハブの応急仮設住宅に暮らす人びとは、岩手・宮城・福島・茨城の4県で8万9327人、4万1387戸である(2014年9月11日、復興庁発表)。避難生活の高齢者らを中心に福祉的ニーズも高まっている。津波被災地域で住宅再建が遅れている直接的な要因は、津波の浸水域が原則として建築基準法39条の「災害危険区域」に指定され、旧居住地での新築や増改築を禁じられ、多くが高台

移転を迫られていることにある。その一方で、被災地には大量の復興資金が流入し、巨大防潮堤をはじめとして大型の土木工事が目白押しという状況がある。

以上の状況を踏まえ、当検討部会は、以下の諸点を提言する。

(1)「柔軟な制度」とされた復興交付金も、結局のところ既存のメニューを一括提示したものであり、制度の隙間が多く、その都度、要件緩和等を求めて、復興庁・所管官庁と地元との折衝が繰り返されており、その手間と労力は膨大である。こうした制度の硬直性が復興の遅れをもたらす大きな要因となっているだけでなく、「集中復興期間」(2015年度まで)や年度会計といった行政制度の制約もまた地元を急かし、地元の将来像について「じっくり、ゆっくりと」住民参加によって合意形成を図るというプロセスを困難にしている。被災地の住民ニーズに柔軟に対応できるよう、基礎自治体に決定権限を下ろしていくことや、会計年度等にとらわれない「復興基金制度」などの活用が考えられるべきである。

(2)被災地はいま、自立再建、災害公営住宅、防災集団移転と、震災前のコミュニティはおろか、4年間で形成されてきた応急仮設住宅でのコミュニティもいやおうなく分断されていく過程にある。住宅再建等の目途がついた世帯から順に、応急仮設住宅から櫛の歯が欠けるように人々が抜けていく。これまでなら、引っ越しに際して近所の住民に御礼回りなどをするのが通例であったが、今や残る人びとへの気兼ねや遠慮、場合によっては妬みにも似た感情を感じ取り、静かに仮設をあとにする例が少なくない。出ていく人も残る人も複雑な心境におかれている。

東日本大震災の被災地では、阪神淡路大震災で多くの孤独死が出たことの反省のうえに、被災者の生活や心理面のサポートをする被災者支援センターを設置した自治体もある。南三陸町では、有資格者等の専門職を充てる見守り支援ではなく、被災町民自身を担い手とする被災者支援センターを立ち上げ、100人を超える町民がきめ細かに被災住民に寄り添う生活支援員制度を構築し、ひとりの孤独死も生み出さない活動を続けている。今後、仮設住宅から防災集団移転や災害公営住宅への移行など再編の過程で、南三陸町的生活支援員制度で構築されたような地域内での「お互い様」の助け合いの仕組みをあらかじめビルトインし、地域福祉を確立する必要がある。被災地の復旧・復興の過程で、地域コミュニティという従来の人びとの生活を支えた関係性(ネットワーク資源)が奪われることのないようにしなければならない。

(3)長引く避難生活のなかで、要介護高齢者や、持病の悪化をかかえる被災者が増えていく。仮設住宅の不自由な生活によるストレスが蓄積し、体調悪化や認知症の発症などにつながり介護度が上昇したり、生きがいであった水産業・農作業へのかかわりが断たれ、生活不活発病と運動機能低下のループに陥る高齢者が増えたことが大きな要因である。さらに、震災を契機に子ども世代との居住の分離に進んだことで家族介護力が低下しており、今後、在宅支援機能が強化されないと、高齢者の介護度の上昇だけでなく、深刻な孤独死などの問題が発生する恐れがある。

震災前から東北6県は医師数が全国平均を下回る水準が続いていたが、三陸沿岸地域はさらに医療過疎といえる状況にあった。震災はそうした地域を直撃し、医療機関の再開率

においても復興格差が如実に現れている。医療は住民の生活の安心を基礎づける重要な社会的共通資本であり、復旧・復興においてもまちづくりの核として重視する必要がある。

(4) 地域づくりの多様な担い手である女性、若者、子ども、高齢者、障害者、外国人の声に耳を傾けるべきである(震災前被災3県には、少なくとも約3万2000人の外国出身者が居住していたが、災害弱者といえる外国人もまた日本の家族や財産、仕事を失っている)。

(5) 災害公営住宅の建設に際しても、地元産材などの当該の地域資源や地元企業の活用を図り、再生可能エネルギーの活用を推奨すべきである。小規模だが地域に賦存するさまざまな自然エネルギー資源を隣接地域において相互に利活用するしくみが整えば、その恩恵を受けるのは地域社会である。地域社会において自律が可能な分散型エネルギーシステムを内在するようにデザインする必要がある。

(6) 条件不利地域といわれ続けてきた過疎地の地域再生のあり方にも学ぶ必要がある。例えば、20~30代の若者を中心としたIターン・Uターン者が町人口の34%を占めるまでになった島根県海士町では、島の総合計画として『島の幸福論』を掲げ、都会出身の若者が都市感覚で地域資源を掘り起こし、地域活性化に貢献している。こうした過疎地における「人が幸せに生きていく地域づくり」の実践は、被災地域コミュニティの復興と再生に大きな示唆を与えてくれる。被災地の復旧・復興においては、「創造的復興」による土木事業よりも、むしろこうした過疎地の地域再生にみられる「内発的発展」を促すソフトの手法こそが重要である。

4. 被災地域における農林水産業の復興と再生への提言

(1) 農林水産業の復興をめぐる問題点

農地復旧・圃場整備や漁船・養殖設備の復旧は一定程度進んできたが、条件の劣る地域での農地復旧の遅れ、大規模圃場整備実施地域での換地の遅れ、漁業生産の回復が進む一方での水産加工業の回復の遅れ等、地域や業種によってさまざまな問題が生じており、これらが放置されれば復興に重大な支障が生じる懸念がある。

小規模農業と水産加工業・商業・製造業等への従事を組み合わせた兼業により生業が営まれてきた三陸沿岸地域では、水産加工業等の回復の遅れと住宅再建の遅れが営農再開意欲を減退させるなど、震災以前の形での生業と暮らしの回復が困難になる傾向がある。また、平野部では、農地復旧の遅れや客土の質に起因する生産性の低下、担い手の脆弱化、増加しつつある法人経営体の経営ノウハウ不足など、営農を軌道に乗せるうえでの障害が生じている。

復興の遅れは若い世代の転出を促しており、このままでは、被災地域の人口構成の高齢化により、中長期的にみて、農林水産業のみならず地域のコミュニティの持続が困難になる懸念がある。

福島県では、放射能汚染により長期にわたり営農再開ができない地域が広範に存続している。また帰還に取り組んでいる地域においては、とくに若年層の帰還が進まず、農林水産業など地域経済の担い手が弱体化している。さらに、その他の地域においても、風評被

害が長期にわたり継続して発生している。このため、豊かな自然資源に依存して営まれてきた生業と地域社会をいかにして維持していけるのか、大きな課題に直面している。

(2) 問題点の改善方向についての提言

被災地域の特徴である豊かな環境と自然資源を最大限に生かし、それと調和した復興を図るべきである。現実には、防潮堤や道路建設に象徴されるような公共土木重視の復興事業が取り組まれており、震災発生後4年が経過した現在の状況を踏まえ、その見直しを図るべきである。

地域の特性に応じた、複線的な復興を図るべきである。生産性の高い農業が営まれてきた平野部等では、大規模圃場整備と営農の法人化・組織化、自給的農業と水産加工業や商業等との兼業が主流であった三陸沿岸地域では、農林水産業に加え多様な就業機会が回復されるよう縦割りを排除した総合的な生業と地域経済の再建を図るとともに、被災者の暮らしの再建へのサポートを強化するなど、地域の特性に応じた対応の強化が求められる。

それぞれの地域において、農林水産業と暮らしの持続的発展のための新しい取り組みが求められる。そのために、新しい作目や新しい経営形態（農業経営の組織化等）への挑戦、農林水産物のブランド化などが課題である。また、再生可能エネルギーの導入に積極的に取り組み、地域に賦存する自然エネルギーの活用によって地域を底支えしていくことが必要である。

福島県においては、被災者の声を的確に把握し、それぞれの思いに合った今後の暮らしと生業を設計していけるよう、被災者の立場に立ったきめ細かい相談と支援の体制を構築することが緊急に求められる。

(3) 具体的な課題提起

①被災者の生業と住宅再建等による暮らしが一体的に整合性をもって回復できるための相談・支援体制の強化対策を実施すること。そのためには、行政と地域におけるさまざまな組織（農協、漁協、森林組合、商工会、自治体、集落組織等）が連携・協力する体制を築くことが必要である。復興予算も、このようなソフト事業により積極的に投入する必要がある。

② I・U ターン者の呼び込みと定着支援、農林水産物のブランド化、再建期間中に販路を失い困難を抱えている水産加工業の販路確保、地域が主体となった再生可能エネルギーの導入等を推進する推進主体を設立すること。再生可能エネルギーを地域が主体となって導入し、地域の経済的自立を後押しする ための、以下の取り組みを早急を実施すること。

- a. 全国共通の制度として、地域住民等が出資する「エネルギー協同組合」の設立を可能とする法整備を行うこと。
- b. 平成26年度補正予算において福島県および津波被災地における再生可能エネルギーの導入支援が盛り込まれたが、採択には限定条件が付されている。避難解除地域を含む福島県全域および他県の津波被災地全てを対象にし、住民、県内の中小企業および団体、行政が事業主体となって実施する再生可能エネルギー導入事業全般を支援対象とすることとし、補助率も底上げすること。また、復興まちづくりにおいて再生可能エネルギーを積極的に活用する先進的なまちづくりができるよう、所要の対策を講じること。

c. 被災地域における再生可能エネルギー導入の円滑化を図るための送電網等を整備する対策を講じること。

③福島県においては、すでに実施されている米の全袋検査等の出荷段階での検査に加えて、生産段階での安全対策としてJAグループは農地の土壌検査に自主的に取り組んでいる。これは、食品の安全を確保する国の重要施策として、国の責任において、全農地を対象に実施すべきである。

④さらに、福島大学等の研究機関とのより密接な協力・連携体制を構築し、原発被災地域における農林水産業の復興方策の研究を強力に推進することとし、そのための予算を十二分に投入すべきである。

(以上)

< 巻末参考資料 >

1. 日本環境会議 (JEC) とは？

「日本環境会議」(JEC : Japan Environmental Council) は、世界的にみてもユニークな学際的研究グループである「公害研究委員会」(委員長：都留重人。1963年7月発足)(注1)のメンバーが中心となって、1979年6月に設立された組織です。

1979年6月9日～10日に開催された第1回の設立会議では、それまで日本の公害問題や環境問題の解決のために尽力してきた各分野の主要な研究者、弁護士、医師、ジャーナリスト等の専門家や実務家、環境保全を求める全国各地の市民運動や住民運動のリーダーなどを中心に600名余が集まり、2日間にわたる熱心な討議にもとづいて「日本環境宣言」を採択しました。以来、ほぼ毎年1回の大会やシンポジウム等を各地で開催し、その後ににおける環境政策の動向にも無視できない影響を及ぼしてきました(注2)。

1991年11月の第11回会議以降、会員制の組織に移行し、各分野の大学研究者、専門家、実務家、弁護士、医師、ジャーナリスト、全国各地の市民運動や住民運動のリーダー、一般市民、大学院生など、約500名余の会員を擁しています(2015年6月現在)。

「日本環境会議」(JEC)はこの間に、日本はもちろん、アジア地域を含む国内外の公害被害や環境問題の実情に関する調査・研究を行い、各種の政策提言や出版活動など、多面的な活動を続けてきています。

「日本環境会議」(JEC)の大会やシンポジウム等の主な活動については、準機関誌となっている季刊『環境と公害』(岩波書店発行)(1971年7月創刊の『公害研究』が1992年9月から改題されたもの)の誌上に、その都度、特集として掲載されています。また、これまでに数多くの出版物や報告書等を刊行・公表しています。

(注1) この「公害研究委員会」は、2013年に「発足50周年」を迎えた。これを記念して、宮本憲一・淡路剛久編『公害・環境研究のパイオニアたち—公害研究委員会の50年』岩波書店(2014年9月)が出版されている。同書では、都留重人(経済学者)、庄治光(環境衛生学者)、戒能通孝(法学者)、鈴木武雄(公衆衛生学者)、四手井綱英(森林生態学者)、田尻宗昭(公務員)、清水誠(法学者)、宇井純(環境学者)、原田正純(医学者)、飯島伸子(社会学者)、華山謙(社会工学者)、秋山紀子(地球化学者)ら12名の先人たち(故人)の足跡と功績等が紹介されている。

(注2) 『日本環境会議—30年の歩み』(CDROM版)(2011年5月)には、それまでの主な活動記録と関連資料等が全て収められている。

< より詳しくは、以下のサイト、参照 >

* 日本環境会議 (JEC) HP <http://www.einap.org/jec/>

2. 「JEC 東日本多重災害復興再生政策検討委員会」(JEC 検討委員会) とは？

(1) JEC 検討委員会の発足声明 (2011 年 5 月 27 日)

2011 年 3 月 11 日 (金) に発生した東日本大震災、および、その後の福島第一原発事故の非常事態からすでに 2 か月半が経過している。今回の事態を受けて、日本環境会議 (JEC) は、学際的な研究者・専門家ネットワークとしての独自の役割を果たすべく、去る 5 月 20 日 (金)、「JEC 東日本多重災害復興再生政策検討委員会」(略称:「JEC 震災復興再生検討委員会」) を発足させた。これは、今回の大震災が、巨大な地震と津波の発生という天災にとどまらず、人災としての原発事故とその後の政府対応の失敗に起因する深刻な放射能汚染被害の拡大など、「多重災害」の様相を呈していることを重視し、単に被災地域の空間的・物理的な「復旧・復興」ではなく、多数の被災者の方々の救済支援と生活再建支援、さらには、今回の一連の事態から鋭く問いかけられている日本社会全体の復興と再生への基本方向を見据えて、今後、必要となる政策のあり方を短期的ならびに中長期的な視点で多面的・総合的に検討し、提言等を対外発信していくための委員会である。今後、日本環境会議 (JEC) は、この委員会を中心にして本格的な支援のための活動を推進していくことをここに表明する。

2011 年 5 月 27 日

日本環境会議 (JEC) 理事長

淡路剛久 (早稲田大学教授)

(2) JEC 検討委員会の体制 (2015 年 6 月現在)

- 委員長：寺西俊一 (日本環境会議理事長・一橋大学特任教授) (環境経済学)
- <原発被害補償検討部会> (WG1) :
 - 部会顧問：淡路剛久 (日本環境会議名誉理事長・立教大学名誉教授) (環境法学)
 - 部会長：吉村良一 (日本環境会議代表理事・立命館大学教授) (環境法学)
 - 部会事務局：除本理史 (日本環境会議事務局次長・大阪市立大学教授) (環境経済学)
- <復興行財政検討部会> (WG2) :
 - 部会顧問：宮入興一 (日本環境会議理事・愛知大学教授) (財政学)
 - 部会長：井上博夫 (日本環境会議理事・岩手大学教授) (財政学)
 - 部会事務局：関耕平 (日本環境会議理事・島根大学教授) (地方財政論)
- <被災地域再生検討部会> (WG3) :
 - 部会顧問：保母武彦 (日本環境会議代表理事・島根大学名誉教授) (農村経済論)
 - 部会長：長谷川公一 (日本環境会議代表理事・東北大学教授) (環境社会学)
 - 部会事務局：尾崎寛直 (日本環境会議常務理事・東京経済大学准教授) (環境福祉論)

(3) JEC 検討委員会による各種の取り組みの推移

*2011年3月21日(月):

JEC からの お見舞いメッセージ(「東北関東大震災の被災者の皆様方へ」) 公表

*2011年4月10日(土): JEC 緊急研究会合

ゲスト講師・竹内敬二(朝日新聞編集委員)

「今回の大震災と原発事故をめぐって—報道現場からの問題提起—」

*2011年5月20日(金): JEC 検討委員会第1回全体会合

報告: 塩崎賢明(神戸大学教授・JEC 理事)

「今回の多重災害の復興再生への提言—阪神大震災からの教訓を踏まえて—」

*2011年5月27日(金): JEC 検討委員会発足声明の公表

*2011年6月18日(土): JEC 検討委員会第2回全体会合

ゲスト報告①: 清水修二(福島大学副学長・同災害復興研究所所長)

「福島原発事故の被害と今後の課題をめぐって」

報告②: 除本理史(大阪市立大学准教授・JEC 常務理事)

「福島原発事故の被害と補償をめぐって」

*2011年7月2日(土)~3日(日): (参加者: 延べ500名)

「第28回日本環境会議東京大会」(全体テーマ: 「環境政策・地域づくりの新たな地平をひらく——首都東京からの発信」(於・東京経済大学)

「第28回日本環境会議 東京宣言」採択

*2011年7月16日(土): JEC 検討委員会第3回全体会合

ゲスト報告: 石川幹子(東京大学工学研究科教授)

「東日本大震災復興計画の現在—宮城県及び仙南市町の実情を通して—」

*2011年9月10日(土): JEC 検討委員会第4回全体会合

ゲスト報告: 小林光(慶応大学教授・前環境省事務次官)

「東日本大震災後の復興・再生と環境行政の新たな諸課題」

*2011年12月10日(土): JEC 検討委員会第5回全体会合

ゲスト報告: 原田純孝(中央大学法科大学院教授)

「大震災からの復興・再生と土地法制面における諸問題」

*2012年1月20日(土): JEC 検討委員会第6回全体会合

報告: 堀畑まなみ(桜美林大学)・尾崎寛直(東京経済大学)・根本志保子

(日本大学)・土井妙子(金沢大学)・除本理史(大阪市立大学)

「福島原発事故による被害実態—飯舘村、浪江町住民からの聞き取り調査報告」

*2012年3月17日(土)~18日(日): (参加者: 延べ450名)

「第29回日本環境会議島根大会」

(全体テーマ: 「『原発災害』のない社会をどうつくるか」(於・島根大学)

「第28回日本環境会議島根大会宣言」採択

- *2012年5月25日(金): JEC 検討委員会第7回全体会合
報告: 窪田亜矢(東京大学准教授)
「大槌町の歴史文化資源調査と復興まちづくり」
- *2012年6月23日(土): JEC 検討委員会第8回全体会合
ゲスト報告: 池田こみち(環境総合研究所副所長)
「震災がれき(災害廃棄物)の広域処理の実情と問題点」
- *2012年7月27日(金): JEC 検討委員会第9回全体会合
ゲスト報告: 高橋敏彦(北上市市長)
「自治体連携による沿岸被災地支援～北上市が実施する応急仮設住宅運営より～」
- *2012年10月19日(金): JEC 検討委員会第10回全体会合
報告: 「震災復興にむけての農中総研の取り組みと JEC 検討委員会による
調査研究への期待」報告者: 岡山信夫(農中総研専務取締役)
- *2012年11月30日(金): 第11回 JEC 検討委員会全体会合
報告1: 「震災復興行財政をめぐる諸問題と今後の諸課題」
報告者: 宮入興一(愛知大学教授)
報告2: 「同上-岩手県下の被災自治体の実情を中心に-」
報告者: 井上博夫(岩手大学教授)
- *2013年1月25日(金): 第12回 JEC 検討委員会全体会合
報告1: 「原子力損害賠償紛争解決センターでの解決の実際・状況」
小島延夫(弁護士・原子力損害賠償紛争解決センター仲介委員)
報告2: 「小島報告へのコメント、および、対東電関係訴訟の動向と課題」
秋元理匡(弁護士・被害者訴訟弁護団)
- *2013年4月5日(金): 第13回 JEC 検討委員会全体会合
報告1: 「福島原発事故の被害をどうとらえるか: 社会的費用論・物質代謝論・
commons論からのアプローチと諸課題について(川内村・三春町・飯舘村調
査を踏まえて)-経済学の立場から」大森正之(明治大学教授)
報告2: 「福島原発事故の被害をどうとらえるか-地域社会学の立場から」
山下祐介(首都大学東京准教授)
コメント1: 「原賠審の中間指針の残された課題——「差額説」の足かせ」
中島肇(弁護士)
コメント2: 「損害賠償における権利と責任の観点から」
淡路剛久(立教大学名誉教授)
- *2013年8月3日(土): 第14回 JEC 検討委員会全体会合
JEC 検討委員会における3つの検討部会(原発被害補償検討部会)「震災復興行財政検討
部会」「被災地域再生検討部会」の本格的な立ち上げと始動に向けて
- *2013年10月19日(土): 第15回 JEC 検討委員会全体会合
3つの検討部会(WG)からの報告と今後の取り組み方針について:

- *2013年11月29日(金)：第16回JEC検討委員会全体会合
 - 報告1：中田俊彦(東北大学大学院工学研究科教授)
 - 「東北被災地域の復興と再生可能エネルギー」
 - 報告2：古谷周三(農林中金総合研究所代表取締役社長)
 - 「震災復興調査における日本環境会議の研究・提言に期すること」
- *2014年2月28日(金)：第17回JEC検討委員会全体会合
 - <ゲスト報告>：菅野孝志(JA新ふくしま代表理事組合長)
 - 「農用地の放射能汚染対策と福島農業の再生に向けて」
- *2014年5月23日(金)：第18回JEC検討委員会全体会合
 - <報告>：大島堅一(JEC事務局長・立命館大学教授)
 - 「原発ゼロ社会をどのように実現するべきか
～東電破綻処理および行財政システムを中心に～」
- *2014年7月18日(金)：第19回JEC検討委員会全体会合
 - <ゲスト報告>：井出茂氏(川内村商工会長・川内むらづくり協議会会長)
 - 「原発被災地域の復興と再生をめざして
～川内村における取り組みと今後の課題を中心に～」
- *2014年12月12日(金)：第20回JEC検討委員会全体会合
 - <報告>：関耕平(JEC理事・島根大学准教授)
 - 「被災地における復興行財政の課題と住民参加」
 - ・JEC検討委員会のこれまでの取り組み総括と今後の基本方針について
－東日本大震災後5年目に向けて－(寺西俊一)
 - ・各部会および研究チームからの報告
 - 1) 原発被害補償検討部会からの報告(除本理史)
 - 2) 震災復興行財政検討部会からの報告(井上博夫)
 - 3) 被災地域再生検討部会からの報告(尾崎寛直)
 - 4) 大森研究チームからの報告(大森正之)
- *2015年2月20日(金)：第21回JEC検討委員会全体会合
 - <ゲスト報告>：吉田邦彦(北海道大学法学部教授)
 - 「居住福祉から見た災害復興法の諸問題と今後の課題」
 - ゲスト・コメント：日野行介(毎日新聞東京社会部記者)
 - ・「JECからの意見書(第2次)－東日本大震災後5年目に向けて」案
についての検討と討議
- *2015年4月24日(金)：第22回JEC検討委員会全体会合
 - <特別座談会>「東日本大震災と原発事故からの復興と再生：5年目の課題」
 - 塩崎賢明・淡路剛久・除本理史・宮入興一・保母武彦・石田信隆
(司会) 寺西俊一
 - (※『農林金融』2015年7月号に掲載予定)
 - ・「JECからの意見書(第2次)」案についての検討と討議(継続)

*2015年5月29日（金）：第23回JEC検討委員会全体会合

＜ゲスト報告＞：片庭將道（一般財団法人日本きのこセンター関東・東北事務所所長）
「東日本における原木栽培の現状と復興への課題」
・「JECからの意見書（第2次）」案、「JEC 特別声明」案の検討

（2） 特別公開シンポジウムの開催

*2013年6月8日（土）：日本弁護士連合会公害対策・環境保全委員会との合同企画による特別公開シンポジウムを開催（於・弁護士会館）（参加者：180名余）
「福島原発事故被害の補償・救済はこれでよいか？」

*2015年6月6日（土）：日本環境会議（JEC）主催・日本弁護士連合会共催「市民公開・特別シンポジウム：東日本大震災と福島原発事故からの復興と再生—5年面の提言」を企画・開催（於・明治大学）

（3） 被災地現地シンポジウムの開催

*2013年8月31日（土）～9月1日（日）、第30回日本環境会議宮城大会（於・南三陸町「ホテル観洋」）において、被災地の復興・再生に関する現地シンポジウムを開催（JEC 検討委員会が企画協力）。

（4） JEC 検討委員会に設置した3つの検討部会による活動の本格的開始

*前出の2013年10月19日（土）：第15回JEC 検討委員会全体会合の開催以降、JEC 検討委員会に設置した3つの検討部会（①「原発被害補償検討部会」、②「震災復興行財政検討部会」、③「被災地域再生検討部会」）が全て本格的活動を開始。

3. JEC 準機関誌『環境と公害』（岩波書店）に掲載の主な関係論稿一覧

●『環境と公害』第41巻第1号（2011年7月刊）

- ・リレー・エッセイ 東日本大震災とTPP—二つの国難を前にして 宮本憲一
〈特集1〉 東日本大震災と原発事故〈シリーズ1〉
- ・東日本大震災の特徴と復旧・復興の諸課題 宮入興一
- ・東日本大震災と復興をめぐる諸課題—宮城県を中心に 長谷川公一
- ・福島第一原発事故の被害と今後の課題—未曾有の環境災害を前にして 大島堅一
《特別座談会》
- ・未曾有の多重災害からの復興と再生をめざして
塩崎賢明・淡路剛久・磯野弥生・大久保規子・大島堅一・佐無田光・
長谷川公一・原科幸彦・宮本憲一・山下英俊・寺西俊一（司会）

●『環境と公害』第41巻第2号（2011年10月刊）

- ・リレー・エッセイ 原発災害とエネルギー消費社会の転換 永井 進

〈特集2〉 東日本大震災と原発事故〈シリーズ2〉

- ・原子力事故と国の責任——国の賠償責任について若干の考察 磯野弥生
- ・原子力損害賠償の論点と課題
——原子力損害賠償支援機構法による本格的損害賠償を前にして 大島堅一
- ・福島第一原子力発電所事故による放射性排水の放出と海洋環境保護の国際的義務
高村ゆかり
- ・放射線のリスクをめぐる情報提供やコミュニケーションの現状と課題
——福島県を中心として 村山武彦
- ・福島第一原発事故が「東京」に問題提起していること
——エネルギーと食料の新たな地域間連携 根本志保子

●『環境と公害』第41巻第3号(2012年1月刊)

〈さんぽみち〉 岐かれ路——3月11日以後の日本再生 長谷川公一

〈特集2〉 東日本大震災と原発事故〈シリーズ3〉

- ・東日本大震災復興計画の現在
——宮城県における復興計画策定の実情を通して 石川幹子
- ・原発災害がもたらしたもの・原発災害をもたらしたもの 清水修二
- ・東日本大震災の被災地におけるアスベスト問題 永倉冬史・外山尚紀

●『環境と公害』第41巻第4号(2012年4月刊)

〈特集2〉 東日本大震災と原発事故〈シリーズ4〉：原発と地域社会——福島からの発信

- ・原発事故による住民避難と被害構造 除本理史
- ・福島第一原子力発電所事故と避難者の実態——双葉8町村調査を通して 丹波史紀
- ・原発事故と国の除染義務 清水晶紀
- ・なぜ放射能汚染問題は収束しないのか？
——現状分析を踏まえた安全対策の必要性 小山良太・小松知未
- ・福島県飯舘村に学ぶ——住民懇談会から垣間見えるもの 佐藤彰彦
- ・ベラルーシ・ウクライナ福島調査団の報告 寺西俊一・石田信隆・藤井康平・西林勝吾

●『環境と公害』第42巻第1号(2012年7月刊)

〈特集1〉 原発災害のない社会にむけて——日本環境会議島根大会から

- ・福島第一原発事故から学ぶ脱原子力社会 長谷川公一
- ・原子力なしの低炭素エネルギー革命の推進
——フクシマ原子力危機に対するドイツの対応 ミランダ・シュラーズ
- ・日本のエネルギー政策はいかにあるべきか
——福島原発事故を踏まえて 植田和弘
- ・島根原発の再稼働問題 上園昌武
- ・日本環境会議島根大会の到達点 保母武彦
- ・第29回日本環境会議島根大会宣言および特別決議

〈特集2〉 東日本大震災と原発事故〈シリーズ5〉

- ・特集にあたって 除本理史

- ・福島原発事故をめぐる避難情報と避難行動——双葉郡各町村に着目して 土井妙子
- ・飯館村にみる地域づくりの破壊——原子力災害が奪ったもの 堀畑まなみ
- ・金銭換算できない精神的苦痛の考察
——浪江町避難住民からの聞き取り調査より 根本志保子

●『環境と公害』第42巻第2号(2012年10月刊)

〈特集〉 東日本大震災と原発事故〈シリーズ6〉

- ・東日本大震災1年半——住宅復興の現在 塩崎賢明
- ・生物多様性保全と震災復興 鷺谷いづみ
- ・野生動物から見た放射能汚染問題 羽山伸一
- ・災害がれきの広域処理の実態と本質的課題
——必要性・妥当性・正当性からの政策評価 池田こみち・青山貞一
- 〈論文〉
- ・再生可能エネルギー促進に向けたドイツの法的歩み ヨアヒム・ザンデン

●『環境と公害』第42巻第3号(2013年1月刊)

〈特集2〉 東日本大震災と原発事故〈シリーズ7〉

《現地報告》

- ・東電福島第一原発事故 新生福島農業の実現への闘い 菅野孝志
- ・原発事故で先が見えない福島の漁業 渡辺博之
- ・ホットスポットでの住民活動 菅野昌信
- ・原発事故と向き合って 原田俊二
- ・福島県大熊町の原発避難者に対する聞き取り調査 除本理史・尾崎寛直・土井妙子
- 〈文献解題〉
- ・原発事故とエネルギー選択 永井 進

●『環境と公害』第42巻第4号(2013年4月刊)

〈特集2〉 東日本大震災と原発事故〈シリーズ8〉：原発避難の現在

- ・長期避難における原発避難者の生活構造
——原発事故から1年後の檜葉町民への調査から 高木竜輔
- ・警戒区域からの避難をめぐる状況と課題
——帰還困難と向き合う富岡町の事例から 松菌祐子
- ・原発避難者の受け入れをめぐる状況——いわき市の事例から 川副早央里
- ・除染後の被曝量と帰還意志 村上道夫・小野恭子・保高徹生

●『環境と公害』第43巻第1号(2013年7月刊)

〈特集1〉 東日本大震災と原発事故〈シリーズ9〉：脱原発・脱温暖化への政策転換

- ・エネルギー政策転換の到達点と課題 大島堅一
- ・原子力の安全規制のあり方と日本の新安全基準 佐藤 暁
- ・日本の電力システム改革と今後の課題 船津寛和
- ・日本の再生可能エネルギー政策の課題
——再生可能エネルギーを基幹電源に育てるために 木村啓二

- ・エネルギー自立地域と内発的発展 上園昌武
- ・混迷期の日本の気候変動・エネルギー政策
—どのようにあるべきか、そしてどのように決めるべきか 山岸尚之
《座談会》
- ・脱原子力依存・脱温暖化に向けた日本の課題と戦略
植田和弘・鈴木達治郎・高橋洋・平田仁子・大島堅一・高村ゆかり（司会）
〈さんぽみち〉
- ・環境とエネルギーの政策的統合—山形県の「環境エネルギー部」 長谷川公一
〈論文〉
- ・東京電力の会計情報と原発事故 金森絵里
〈会議動向〉
- ・「脱原発とエネルギー大転換に関する日独比較」ベルリン会議報告 吉田文和
〈書評〉
- ・大島堅一著『原発はやっぱり割に合わない—国民から見た本当のコスト』 平川秀幸
- ・寺西俊一・石田信隆編著
『自然資源経済論入門1—農林水産業を見つめなおす』
『自然資源経済論入門2—農林水産業の再生を考える』
『自然資源経済論入門3—農林水産業の未来をひらく』 行友 弥
- 『環境と公害』第43巻第2号（2013年10月刊）
- ・リレー・エッセイ 国際標準に基づく災害対応を 磯崎博司
〈特集〉 東日本大震災と原発事故〈シリーズ10〉：被害者救済原則の確立を求めて
- ・福島原発事故の損害賠償の法理をどう考えるか 淡路剛久
- ・原発事故により避難生活を余儀なくされている者の慰謝料に関する問題点
浦川道太郎
- ・原子力損害賠償紛争解決センターでの実務と被害救済 小島延夫
- ・原発事故損害賠償請求に関する弁護士の具体的取組み
—これまでのADR申立活動と地域住民の組織化 小海範亮
- ・「福島原発避難者訴訟」における損害論
—平穏生活権侵害における損害と因果関係 米倉 勉
- ・原発事故被害の回復と賠償・補償はどうあるべきか
—「ふるさとの喪失」を中心に 除本理史
- ・「被爆」と「被曝」から被害補償を考える 尾崎寛直
〈さんぽみち〉 福島県川内村調査で感じたこと 野田浩二
〈事例研究〉
- ・韓国における脱原発イシューをめぐる動向
—2012年4月国会議員選挙前後の動きを中心に 金 基成
〈書評〉
- ・竹内敬二著『電力の社会史—何が東京電力を生んだのか』 長谷川公一

●『環境と公害』第43巻第3号(2014年1月刊)

〈特集1〉 第30回日本環境会議宮城大会

- ・第30回日本環境会議宮城大会・特集にあたって 長谷川公一
- ・宮城県南三陸町の被災実態と復興への挑戦 佐藤 仁
- ・東日本大震災復興への環境からの取り組み—仙台市から 小林陽一
- ・地域再生の地元学—被災地を生きる人々の声に耳を傾けよ 結城登美雄
- ・これ以上尊い命を失いたくない—町民が取り組む被災者支援 本間照雄
- ・災害と女性—東日本大震災の教訓 宗片恵美子

《現地報告》

- ・宮城の漁業復興再生へ向けて
—漁業地域で何が起きたのか、今、何をすべきか 小野秀悦
- ・復興市と「さんさん商店街」の取り組み 山内正文
- ・第30回日本環境会議宮城宣言

〈小特集〉 東日本大震災と原発事故〈シリーズ11〉

- ・原子力発電所事故と情報に対する権利
—情報に対する権利の国際的保障の展開をふまえて 高村ゆかり
- ・「生活環境の破壊」としての原発震災と地域再生のための「第三の道」 船橋晴俊
〈書評〉
- ・船橋晴俊・長谷川公一・飯島伸子『核燃料サイクル施設の社会学—青森県六ヶ所村』
船橋晴俊・金山行孝・茅野恒秀編著『「むつ小川原開発・核燃料サイクル施設問題」
研究資料集』 吉田文和

●『環境と公害』第43巻第4号(2014年4月刊)

- ・リレー・エッセイ 原発再稼働と環境アセスメント 原科幸彦

〈特集〉 東日本大震災と原発事故〈シリーズ12〉：地域からのエネルギー転換

- ・再生可能エネルギーによる地域の自立をめざして
—日本でこそ「地域からのエネルギー転換」を 山下英俊
 - ・再生可能エネルギーは地域に何をもたらすか
—ドイツと日本の風力発電を事例として 吉田文和・吉田晴代
 - ・エネルギー転換を後押しする政策
—オーストリアの固定価格買取制度(FIT)を中心に 石倉 研
 - ・エネルギー転換における地方自治体の役割
—ドイツとオーストリアの事例から見る日本への示唆 藤井康平
 - ・エネルギー転換を支える金融機関
—GLS銀行の取り組みと日本での展開可能性 寺林暁良
 - ・再生可能エネルギー事業における地域住民参加と資金調達
—ドイツ・グロースバルドルフ村の取り組みから 藤谷岳・寺林暁良
- 《事例研究》
- ・ドイツ高レベル放射性廃棄物最終処分場立地選定法をめぐる論点 渡辺重夫・西林勝吾

〈書評〉

・寺西俊一・石田信隆・山下英俊編著

『ドイツに学ぶ 地域からのエネルギー転換』 丸山康司

●『環境と公害』第44巻第1号(2014年7月刊)

〈特集1〉 原発再稼働に対抗する

・特集にあたって 保母武彦

・福島原発事故のコストを誰が負担するのか

——再稼働の動きのもとで進行する責任の曖昧化と東電救済 大島堅一・除本理史

・大飯原発差し止めを求める京都の訴訟と運動 渡辺輝人

・予防原則から再開阻止を——大飯原発差し止め訴訟への意見書 宮本憲一

《事例報告》

・玄海原発差し止めをめぐる裁判と運動 稲村蓉子

・函館市による大間原発差し止訴訟

——住民を守るために自治体が立ち上がった！ 兼平 史

〈特集2〉 東日本大震災と原発事故〈シリーズ13〉：分断される原発被害者と補償

・福島第一原発事故被害の完全救済に向けて 吉村良一

・福島原発事故における被害の拡大過程と地域社会 藤川 賢

・放射能災害下の子どものウェルビーイングの規定要因

——原発事故後の福島県中通り9市町村の親子の生活・健康調査から

成 元哲・牛島佳代・阪口祐介・松谷 満

《事例報告》

・原発事故被害の多様性と共通性——生業集団訴訟の実践から 渡邊 純

・賠償で分断される原発被害者

——主に区域外避難者・滞在者の賠償問題をめぐって 中川素充

〈書評〉

・山下祐介・市村高志・佐藤彰彦著

『人間なき復興——原発避難と国民の「不理解」をめぐって』 除本理史

・斎藤浩編『原発の安全と行政・司法・学界の責任』 吉村良一

●『環境と公害』第44巻第2号(2014年10月刊)

〈特別寄稿〉

・原子力災害における人権の保障 ミシェル・プリウール

〈特集1〉 東日本大震災と原発事故〈シリーズ14〉：復興／レジリエンス／コモンズ

・復興をデザインする 窪田亜矢

・阪神・淡路大震災からの復興過程が教える災害復興に関する教訓 林 春男

・被災者実態をふまえた住宅復興を 平山洋介

・地球環境・都市環境と防災

——進行性リスク・突発性リスクをふまえた総合的な都市・地域づくりに向けて

佐土原聡

- ・三陸漁業・漁村の理解と持続する構造的復興に向けて
—漁場利用・操業・漁家生活・漁村コミュニティ・水産産業クラスターの再生
富田 宏
 - ・「ストリート」から始まる動的な復興と再生
—石巻市市役所大通り（現・中央一大通り）の取組みから 野原 卓
〈小特集〉 環境訴訟の最新動向
 - ・大飯原発3号機，4号機差止訴訟判決（福井地判平成26・5・21）について 大塚 直
 - 『環境と公害』第44巻第3号（2015年1月刊）
〈特集2〉 東日本大震災と原発事故〈シリーズ15〉：被災地域コミュニティの復興と再生
 - ・被災地域コミュニティの復興と再生をどう考えるのか 長谷川公一
 - ・被災地域における自律・分散型エネルギーシステムの構築
—地域社会をデザインするには 中田俊彦
 - ・被災地域の林業と山村コミュニティ
—入谷生産森林組合の企業との取組み 立花 敏
 - ・被災地における復興行財政の課題と住民参加 関 耕平
 - ・被災者の暮らしの再建と医療・福祉的課題 尾崎寛直
〈会議動向〉
 - ・国際シンポジウム「原発災害と人権—法学と医学の協働」
—第3回国連防災世界会議へ向けて 大坂恵里
 - 『環境と公害』第44巻第4号（2015年4月刊）
〈特集2〉 東日本大震災と原発事故〈シリーズ16〉：被曝の影響と避難
 - ・放射線被ばくに対する不安の心理学 鳥飼康二
 - ・福島原発事故の医療・健康対策を考える 山川幸夫
 - ・原発災害による野生動物の健康影響を考える—ニホンザルを例に 羽山伸一
 - ・原発事故と避難政策—広域避難における避難住宅の課題 森川 清
 - ・原発ADRの現状—その成果と限界・課題について 小島延夫
 - ・原子力発電所の再稼働と電気料金 大島堅一
[提言]
 - ・原発賠償—被害の実態にあわせて継続を
日本環境会議 東日本多重災害復興再生政策検討委員会 原発被害補償検討部会
- <以上、より詳しくは、下記のサイト、参照>
- * 岩波書店「環境と公害」HP <http://www.iwanami.co.jp/kankyo/index.html>
 - * 『環境と公害』編集委員会HP <http://www.einap.org/kogaiken/>